

規制の事前評価書要旨【別紙4-3】

法律又は政令の名称	特定受託事業者に係る取引適正化等に関する法律
規制の名称	業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等
規制の区分	新設
担当部局	雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室
評価実施時期	令和5年2月
規制の目的、内容及び必要性	特定受託事業者に対するハラスメントの未然の防止及びハラスメント行為が行われた際の改善を図るために、特定業務委託事業者は、業務委託契約を結ぶ特定受託事業者に対して自社の従業員が行うハラスメントに関し、当該特定受託事業者からの相談に応じ、適切に対応するための必要な措置を講じなければならないこととする。
直接的な費用の把握	遵守費用として、特定受託事業者に対するハラスメントの未然防止及びハラスメント行為が行われた際の改善を図るための対応が発生することが想定される。具体的な内容は、指針で定めることとしているが、例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントを未然に防止するための周知・啓発 ・ハラスメントを受けた特定受託事業者からの相談を受ける体制の整備 ・特定受託事業者に対するハラスメントが起きた場合の事後の適切な対応 等が想定される。 行政費用として、本規制に違反する疑いのある事案があった場合の事実確認、違反があった場合の是正措置等に係る事務が発生する(都道府県労働局において対応)。
直接的な効果(便益)の把握	特定業務委託事業者が特定受託事業者に対するハラスメントの未然防止及びハラスメント行為が発生した場合の改善を図るための措置を講ずることにより、 <ul style="list-style-type: none"> ・特定受託事業者がその有する能力を十分に発揮し、安心して働くことができることや、 ・特定受託事業者の取引市場の健全な発展 等の効果が期待できる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	特定受託事業者に対するハラスメント対策として、ハラスメント防止のための周知・啓発等の遵守費用は発生するものの、今回新設する規定は、現行の労働法に基づいて、事業主が雇用管理上の措置として行っている内容をフリーランスに対しても実施することを求めるものであり、特定業務委託事業者の対応コストは限定的である。 特定受託事業者に対するハラスメント対策が講じられることは、特定受託事業者がその有する能力を十分に発揮しながら就業することができ、特定受託事業者の取引健全な発展につながるため、遵守費用を超える便益が生じる。
代替案との比較	本規制について、法律上で努力義務として規定するということも考えられるが、 <ul style="list-style-type: none"> ・特定受託事業者に対するハラスメント対策は、事業者と役務提供主体を兼ねる特定受託事業者にとって取引を継続し得るか否かを左右する不可欠な要素であること ・事業主における特定受託事業者を含むフリーランスへのハラスメント対策は、現在も指針において取組が促されているが、ハラスメント被害が問題化している中、事業主における自主的な取組を超えた対策が求められること から、法律で措置義務を規定することとする。
その他の関連事項	特になし。
事後評価の実施時期等	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案附則第2項の規定に基づき、施行後3年を目途として、本規定の在り方について検討を行う。